

尼崎市告示第103号

悪臭防止法の規定に基づく規制地域の指定及び規制基準について

悪臭防止法第3条の規定に基づき、工場その他の事業場（以下「事業場」という。）における事業活動に伴って発生する悪臭原因物（特定悪臭物質を含む気体又は水その他の悪臭の原因となる気体又は水をいう。）の排出（漏出を含む。以下同じ。）を規制する地域（以下「規制地域」という。）を次のとおり指定し、かつ、同法第4条の規定に基づき規制地域における特定悪臭物質の種類ごとの規制基準を次のとおり定め、平成13年4月1日から適用する。

平成13年3月28日

尼崎市長 宮 田 良 雄

1 規制地域

尼崎市の全域

2 規制基準

- (1) 事業場における事業活動に伴って発生する特定悪臭物質を含む気体で当該事業場から排出されるものの当該事業場の敷地の境界線の地表における規制基準

次の表に掲げる大気中の特定悪臭物質の濃度を許容限度とする。

特定悪臭物質	濃度
アンモニア	1 p p m
メチルメルカプタン	0.002 p p m
硫化水素	0.02 p p m
硫化メチル	0.01 p p m
二硫化メチル	0.009 p p m
トリメチルアミン	0.005 p p m
アセトアルデヒド	0.05 p p m
プロピオンアルデヒド	0.05 p p m
ノルマルブチルアルデヒド	0.009 p p m
イソブチルアルデヒド	0.02 p p m
ノルマルバレルアルデヒド	0.009 p p m
イソバレルアルデヒド	0.003 p p m
イソブタノール	0.9 p p m
酢酸エチル	3 p p m
メチルイソブチルケトン	1 p p m
トルエン	10 p p m
スチレン	0.4 p p m
キシレン	1 p p m
プロピオン酸	0.03 p p m
ノルマル酪酸	0.001 p p m
ノルマル吉草酸	0.0009 p p m
イソ吉草酸	0.001 p p m

(2) 事業場における事業活動に伴って発生する特定悪臭物質を含む気体で当該事業場の煙突その他の気体排出施設から排出されるものの当該事業場の排出口における規制基準

ア 次の式により算出される特定悪臭物質（メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。）の流量を許容限度とする。

$$q = 0.108 \times He^2 \cdot Cm$$

この式において、 q 、 He 及び Cm は、それぞれ次の値を表すものとする。

q : 流量（単位 温度零度、圧力1気圧の状態に換算した立方メートル毎時）

He : 2 (2)イに規定する方法により補正された排出口の高さ（単位 メートル）

Cm : 2 (1)に規定する特定悪臭物質の規制基準として定められた値（単位 百万分率）

2 (2)イに規定する方法により補正された排出口の高さが5メートル未満となる場合については、この式は、適用しないものとする。

イ 排出口の高さの補正は、次の算式により行うものとする。

$$He = Ho + 0.65 (Hm + Ht)$$

$$Hm = \frac{0.795\sqrt{Q \cdot V}}{1 + \frac{2.58}{V}}$$

$$Ht = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T - 288) \cdot \left(2.301 \log J + \frac{1}{J} - 1\right)$$

$$J = \frac{1}{\sqrt{Q \cdot V}} \left(1.460 - 2.96 \times \frac{V}{T - 288}\right) + 1$$

これらの式において、 He 、 Ho 、 Q 、 V 及び T は、それぞれ次の値を表すものとする。

He : 補正された排出口の高さ（単位 メートル）

H₀ : 排出口の実高さ (単位 メートル)

Q : 温度 15 度における排出ガスの流量 (単位 立方メートル毎秒)

V : 排出ガスの排出速度 (単位 メートル毎秒)

T : 排出ガスの温度 (単位 絶対温度)

- (3) 事業場における事業活動に伴って発生する特定悪臭物質を含む水で当該事業場から排出されるものの当該事業場の敷地外における規制基準

次の式により算出される特定悪臭物質 (アンモニア、トリメチルアミン、アセトアルデヒド、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、スチレン、キシレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。) の排出水中の濃度を許容限度とする。

なお、メチルメルカプタンについては、算出した排出水中の濃度の値が 1 リットルにつき 0.002 ミリグラム未満の場合に係る排出水中の濃度の許容限度は、当分の間、1 リットルにつき 0.002 ミリグラムとする。

$$C_{Lm} = k \times C_m$$

この式において、 C_{Lm} 、 k 及び C_m は、それぞれ次の値を表すものとする。

C_{Lm} : 排出水中の濃度 (単位 1 リットルにつきミリグラム)

k : 次の表の左欄に掲げる特定悪臭物質の種類及び同表の中欄に掲げる当該事業場から敷地外に排出される排出水の量ごとに同表の右欄に掲げる値 (単位 1 リットルにつきミリグラム)

C_m : 2 (1) に規定する特定悪臭物質の規制基準として定められた値 (単位 百万分率)

メチルメルカプタン	0.001 立方メートル毎秒以下の場合	1.6
	0.001 立方メートル毎秒を超え、 0.1 立方メートル毎秒以下の場合	3.4
	0.1 立方メートル毎秒を超える場合	0.71
硫化水素	0.001 立方メートル毎秒以下の場合	5.6
	0.001 立方メートル毎秒を超え、 0.1 立方メートル毎秒以下の場合	1.2
	0.1 立方メートル毎秒を超える場合	0.26
硫化メチル	0.001 立方メートル毎秒以下の場合	3.2
	0.001 立方メートル毎秒を超え、 0.1 立方メートル毎秒以下の場合	6.9
	0.1 立方メートル毎秒を超える場合	1.4
二硫化メチル	0.001 立方メートル毎秒以下の場合	6.3
	0.001 立方メートル毎秒を超え、 0.1 立方メートル毎秒以下の場合	1.4
	0.1 立方メートル毎秒を超える場合	2.9